

茨城県立医療大学大学院リサーチ・アシスタント（RA）実施規程

平成22年3月17日 研究科委員会
改正 平成23年5月25日 研究科委員会
改正 平成27年3月18日 研究科委員会

（目的）

第1条 本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力を育成することを目的として、本学大学院にリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）を置くことができる。

（実施方法）

第2条 RAは、本学において実施されるプロジェクト研究又は地域貢献研究に研究分担者として参加し、研究費の一部を執行できるものとする。

なお、従事時間に応じた手当の支給は行わない。

（資格）

第3条 RAは、本学大学院の博士後期課程に在学する学生とする。

（期間）

第4条 RA採用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内で、定められた期間とする。

（選考手続）

第5条 研究科長は、内規に従いRA候補者を選考し、学長に上申する。

2 学長は、前項のRA候補者につき、大学院研究科委員会の意見を聴き伺いを決定する。

（取消）

第6条 RAが次の各号の一に該当したときは、研究科委員会の意見を聴き学長は承認を取り消すことができる。

（1）学業をおろそかにしていると認められるとき。

（2）大学院学則第33条及び第37条の規定により、除籍、懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

（3）休学し、若しくは退学したとき、又は成業の見込みがないとき。

（4）研究代表者の指示監督に従わないとき。

（5）本人から採用辞退の申出があったとき。

（6）その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

（服務）

第7条 RAは、当該研究の研究代表者の命に服して業務を行い、また業務上知り得た秘密を故なく漏らしてはならない。

（細則）

第8条 この規程の運用に関し必要な事項については、学長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月25日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。